

文化財保存修復に於ける二三の根本的問題

岩 崎 友 吉

昭和48年修復技術部の開設を機に保存修復に関する二三の根本的問題を述べる。

文化財の保存修復作業は各時代を通じて、あらゆる条件を考えて最善最適と思われる方法がとられて来たであろう、もちろん工期や経費という条件も加味するから、ここにいう最善とか最適とかいうことばは必ずしも技術的に最高であるという意味ではない。しかしどの時代にもある目標、方針のあったことは現在と変りないであろう。ある時代の修復の仕方が後世ときに批判の的となるのは根本的にはこの目指すところに見解の相違があったからであると考えられる。昭和になって行われた数々の修復作業のうちにも、既にいろいろの批判が出ているものもあり、将来かなりやかましい議論の場を提供するようなことが予見されるものもある。作業を実施した当事者の側からいえば、どうするのが最善かということがわかっていながら、経費が足りないとか、工期が切迫しているとかの理由で企画の縮小等を余儀なくされたという場合もあると思われるので、評価は慎重に行なわなければならない。

また厳密な目標とか方針の他に、何となく一つの時代に共通した「好み」の要素が入って来ていることも見逃すことはできない。これは、その時代の責任者の好みの他、職人の選択を誤まった場合も含まれる。

いま、われわれが保存修復作業を行うに際して、われわれとしての見解をはっきりさせておかなければならない。なおそれはわれわれの身勝手なものでなく、国際的水準における見解との関連を軽視してはならない。多数の国際的な要員が議論の末、到達した結論は全人類の文化財をいかに護るべきかという一致した意見として尊重されるべきである。何よりも先づその対象の如何なる点に着目して保存修復を行うかが一番根本の問題であることは言を俟たないが、ここに二三の実際的な問題点を述べる。

1) 修復部分の判別の問題

国として修復に対する組織がなかったかまたは強力でなかった時代には、専ら個人的、職人的技術に頼っていたといえるであろう。その場合実用的な考えから、こわれたものをあとかたがわからぬように直すということが、高く評価されていた。つまり仕上がった後、どこを直したか見分けがつかぬようなやり方が最高とされていた。しかし、もともとこの種のやり方は、ともすれば対象の商品価値を高めようという目的に偏し、その風潮は非商品的なものにまで及ぶ傾向があった。

このような方法は文化財としての資料的価値を考えると不必要な混乱を起すことにもなった。修復処置を行った部分が不明確なため当初のものと区別するのに無駄な労力を費す結果ともなった。

現在では外観上、不連続な部分はあっても修補の部分がはっきり区別できるように仕上げるというのが国際的な基本方針である。

しかしこの方針に従った場合にも、一つの逆方向とも見られる要因があることを理解しなければならない。それは修復部分と周囲との調和の問題である。審美性と関連する問題である。対象の大小を問わず、有形文化財は視覚的に全容を大きく一目で把握しようとする場合が必ず

生ずる。その場合、修復部分が当初の部分と隣接併存しているため著しい不調和の感じを与えると、そのもの全体の本来の美しさが著しく阻害され、有効な修復処置とはいえない。このような時には異和感を減ずる目的で最低限の「色合せ」等を行うことが許される場合もあり得る。

実例を壁画にとって見る。たとえばイタリア等で壁画は建造物の一部と見做されており建造物を修復する場合、壁画が傷んでいればこれも同時に修復されるのが普通である。もしこの壁画に欠落部分があれば、その部分は何らかの材料で先づ白く埋められ画面の連続性が再現される。この場合彩色をしないでそのままにして置くと、白い離れ島が随処に散在することになり、視覚的に非常な障害となる。これを避けるために過去いろいろな試みが行われた。たとえば後補の部分を周囲より一段低くすることも試みられたが、そのようにすると斜めの光で照らされた場合影が不自然な黒い線となって現われるので現在は行われていない。また残存部分の少ない場合その部分の補強を兼ねて壁の材料で周囲を塗りかためることも行われたがこれも境界が白い太い線として目立ちすぎる。現在は後補の部分を周囲と調和する色で塗り異和感の緩和に効果をおさめている。但し近くで見れば判然と区別がつくように、着色は細い平行線で行っている。その結果建物に入っても著しい異和感は感じられないようになった。

2) 材質的問題

補修を行う際の材料としては、化学工業により人工的な物質が多量に生産される以前には、専ら天然の材料、それも大体製作に使われたものと同質のものが用いられて来た。したがって修復の技法もその対象の製作技法と何らかの関連を持っていた、しかし特に第二次大戦後、いわゆる合成樹脂工業が飛躍的に発達するにつれ、かなり急速にこの種の物質とその応用技術が文化財修復の分野に導入された。しかしそのもともとの出発点は、今までの材料では解決できない作業処置等を新材料、新技術により解決し、修復の可能範囲を拡大することであり、古来の伝統的技術を否定し、置き換えるという意図のものではなかった。しかし現実の問題として、合成樹脂の便利さを過大評価するあまり、質的にも量的にも行き過ぎと見られるような例もでて来たようである。

これら異質なものによる修復は場合により木に竹をつぐ以上に物質的に不連続となる。もちろん化学者や修復技術者は対象本来の構成材料となるべく似通ったものを選び出して応用するのであるが、もともと文化財専用の材料として開発されたものは皆無といってよく、選択の範囲には自づと限度がある。

一方、日進月歩の科学、技術の分野では、刻々と新しい要求に応じ得るようなものが開発され応用面はつねに拡大されて行く、このことはとりも直さず次の判断のもととなるものである。すなわち現在無理をして性能不十分な材料を適用するよりも、更に時代と共に技術が進んだ時にやり直しのきくような材料で現在は処置しておき、次の時代に引継ぎ更に進んだ処置の実施を期待すべきではないかということである。現在が必ずしも科学、技術の進歩の頂点ではないと思われるからである。

異質な材料を用いることに関連する問題点は、この他にも二三挙げることができる。その一つは、ある文化財が、材質的に生命が尽きたと見られる場合で、これを他の物質で修復することは、原材質を特徴とする文化財の完全な延命策ではなく、たとえば異物で補強することによって、辛うじて形式だけを保存することができたということに過ぎないであろう。そのままでは保つことのできない木造建造物を鉄骨で支えるような場合はこれに当るであろう。第二に異質な材料で修復が行なわれた場合は、もとの材料と後補の材質とは修復の時点から全く別の経年変化を辿ることになり、ある期間経過後は局所的な著しい不調和が見られることになろう。これは全体の姿を醜くする大きな要素となり、再修整には大きな労力とかなりの困難を伴うこ

とが予想される。

3) 試料採取の問題

保存修復の対象として科学者が何らかの関りを持った場合、材質または状態の判定のために本来の目的である保存修復とは逆に対象の損壊を招き得る場合があることを深く考慮しなければならない。

完全な非破壊的方法ならば先づ問題はないとも見られるが、非破壊的方法を用いることが不可能な場合対象本体の一部を試料として採取することは避けなければならない。但しそのような方法を敢てとらなければ対象が消滅してしまうおそれのあるときは、広い合議の上での試料採取も已むを得ないと見做される場合もあろう。一般的には消滅の危機に瀕していない限り非破壊的な方法の開発されるまで待つべきである。

もちろん個人的な資料の集積や、機器の試験的使用は慎むべきであると同時に科学者としての直観も無視してはならない。

もう一つの問題はある範囲の科学者が同等の権利を持つと考えると試料の採取にも同等の権利が主張されることになり、かなりの量が試料として採り去られることになり兼ねない。これは外国に実例のあったことで、このような悲劇をくり返すことは保存修復という目的から見れば本末顛倒である。

Résumé

Tomokichi IWASAKI : Fundamental Problems on the Conservation and the Restoration of Cultural Property

1) Problem of distinguishing restored parts from the original parts.

In considering the historical value of the cultural property to be restored, the restored parts should be distinguished from the parts in original form. However, we should take overall harmony into consideration.

2) Problem of materials used for restoration

The introduction and application of foreign materials should be done only after careful investigation. Even when a foreign material is applied, we should make it a cardinal principle to be able to remove and replace it when desired.

3) Problem of sampling

Investigation of cultural property for which we do not have any non-destructive method should be put off until a non-destructive method is developed, unless the investigation is urgently required. If many scientists insist upon equal rights and do sampling, the object would suffer from serious damage instead of being treated for conservation and restoration. This puts the cart before the horse in considering the purpose of conservation.